

- 春日部都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 春日部都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 春日部都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 児玉都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 飯能都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 鴻巣駅東口駅通り地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更認可（市街地整備課）
- 草加都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（川越建築安全センター）
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る埼玉県内水面漁場管理委員会指示(内水面漁場管理委員会)

規則

埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八号

埼玉県交通安全対策会議規則の一部を改正する規則

埼玉県交通安全対策会議規則（平成十七年埼玉県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「署名し、又は記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（書面による議決）

第十条 会長は、次に掲げる場合には、第五条の規定にかかわらず、会議において議決すべき事項を記載した書面を委員に送付し、及び賛否を確認し、又は意見を徴した上で、会議の議決とすることができる。

- 一 災害その他やむを得ない事由により会議を開くことができないとき。
- 二 議決すべき事項が軽易なものであるとき。
- 2 会長は、前項の規定により議決をしたときは、その結果を書面により委員に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による書面による議決に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第九条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月16日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第1条 埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第5号まで、別記様式第7号及び別記様式第9号中「㊟」を削る。

別記様式第11号中 「住所
氏名」 を 「住所
氏名」 に改める。

別記様式第15号中「㊟」を削る。

別記様式第16号中「印」を削る。

(埼玉県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第2条 埼玉県暴力団排除条例施行規則(平成23年埼玉県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第12号及び別記様式第13号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

告示

埼玉県告示第二百五十五号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日
神川町	令和元年度地籍簿一冊	阿久原十地区（令和三年三月大字上阿久原・九日下阿久原の各一部）	
	令和二年度地籍簿一冊		

告示

埼玉県告示第二百五十六号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	承認の日
日高市	平成二十六年度	地籍簿一冊	日高第四十三―令和三年三月
		地籍簿一冊	
		鹿山の五地区（大字中九日）の一部	

告示

埼玉県告示第二百五十七号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日
日高市	平成二十七年度	地籍図六枚	日高第四十四―令和三年三月
	令和元年度	地籍簿一冊	一地区（大字中九日
		鹿山・上鹿山の各一部）	

告示

埼玉県告示第二百五十八号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
深谷市	令和元年度	地籍図三十四枚	令和三年三月
	令和二年度	地籍簿一冊	九日
		深谷第三十九地区（大谷の一部）	

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

羽生市から羽生都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十号

ふじみ野市から富士見都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

ふじみ野市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

やましろや新本庄店

埼玉県本庄市北堀字新田原千七百八十五番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社やましろや 代表取締役 山本 稔

群馬県伊勢崎市連取町千二百三十九番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社やましろや 代表取締役 山本 稔

群馬県伊勢崎市連取町千二百三十九番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年十一月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二六六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 四五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和三年二月二十六日

二 縦覧期間

令和三年三月十六日から令和三年七月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年三月十六日から令和三年七月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県所沢市大字新郷二〇四番五、二〇四番三十九
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告示

埼玉県告示第二百六十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の第二一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和三年三月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
丸山土建株式会社	埼玉県さいたま市見沼区東大宮七丁目二番地の十	丸山 政喜	埼玉県知事許可（般一八）第二九三〇六号
黒川設備工業株式会社	埼玉県久喜市本町五丁目十番四十九号	黒川 光太郎	埼玉県知事許可（般一九）第三六六〇号
有限会社朋友	埼玉県川口市元郷三丁目六番十七号	渡邊 和俊	埼玉県知事許可（般一八）第四八七六三号
有限会社忠和建築	埼玉県志木市中宗岡三丁目九番七号	渡邊 忠	埼玉県知事許可（般一八）第六〇七八六号
株式会社阿部工業	埼玉県さいたま市南区鹿手袋三丁目九番十四号	齋藤 初義	埼玉県知事許可（般一八）第六五六八八号
TOUBUコーポレーション株式会社	埼玉県草加市柿木町二百五十番地一	太田 和樹	埼玉県知事許可（般一八）第六五八七〇号
株式会社WORD STAGE	埼玉県戸田市大字新曾二千百十四番地	草間 剛	埼玉県知事許可（般一八）第七〇三五五号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和三年埼玉県告示第二百五号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

令和二年埼玉県告示第千三百八十六号で公示した公共測量は、令和三年二月十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

令和二年埼玉県告示第千三百二十九号で公示した公共測量は、令和三年二月十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千四百五十八号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十九年十月五日から令和七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十九年埼玉県告示第千四百五十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十九年十月五日から令和七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十二年埼玉県告示第二百五十六号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十二年二月二十六日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十二年埼玉県告示第四百九十四号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十二年三月三十一日から令和五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十二年埼玉県告示第二百五十七号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十二年二月二十六日から令和七年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第五百五十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十六年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第二百八十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十八年三月四日から令和六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十六年埼玉県告示第千二百十号で告示したさいたま計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十六年八月二十九日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第三百三十三号で告示した川口都市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十五年二月二十一日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成九年埼玉県告示第千五百六十一号で告示した川口市計画道路事業（川口市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成九年十一月十一日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第九百三十七号で告示した秩父都市計画道路事業（秩父市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十七年十月十四日から令和五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第二百二十八号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十五年二月七日から令和六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第四百四十七号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第四百三十九号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成十七年三月四日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

本庄市

二 都市計画事業の種類及び名称

児玉都市計画道路事業三・四・六号 駅前通線

三 事業施行期間

令和三年三月十六日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県本庄市児玉町児玉字後西及び字上町地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第二百八十四号

飯能市から飯能都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百八十五号

飯能市から飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年三月一日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県鴻巣市本町一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県鴻巣市本町一丁目七番一号

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月一日

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和三年三月十六日

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業八潮公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年九月二十七日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十五号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十五号、昭和五十九年埼玉県告示第百六十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一号、平成元年埼玉県告示第百六十三号、平成三年埼玉県告示第六百七十一号、平成六年埼玉県告示第四百九十二号、平成十年埼玉県告示第百六十六号、平成十一年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十二年埼玉県告示第千百六十二号、平成十四年埼玉県告示第千五百九十七号、平成十六年埼玉県告示第六百五十二号、平成十九年埼玉県告示第四百九十三号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十六号、平成二十七年埼玉県告示第千三百六十六号、平成二十九年埼玉県告示第七百十五号及び平成三十一年埼玉県告示第十号の事業地のうち、八潮市大字南川崎字根通、大字木曾根字上及び字下、大字伊勢野字根通、大字大瀬字根通及び字助九、大字古新田字仕込、大字大曾根、大字浮塚字砂取並びに大字圻字用水東地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和二年七月九日

指令川建セ第〇二〇〇四〇号

二 検査済証番号

令和三年三月十二日

川建セ第〇二〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字石坂字高台寺八百六十番一、八百六十一番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼七百三十六番地百四十七

金子 岳史

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和二年九月三十日

指令川建セ第〇二〇一一〇号

二 検査済証番号

令和三年三月十二日

川建セ第〇二〇一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字夏目台二百三十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼二百二十二番地三

山中 祐二

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

第六号	認定番号
令和三年三月五日	認定年月日
埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六番六の一部、二千六百六十六番三十六、二千六百六十番二十五、二千六百六十番二十七	対象区域
埼玉県川越建築安全センター	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

第七号	認定番号
令和三年三月五日	認定年月日
埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六番二・二十五、二千六百六十六番二十四・二十六の一部、五千九十二番五の一部	対象区域
埼玉県川越建築安全センター	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和三年三月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

第六号	指定番号
第一項第五号 第四十二条 建築基準法	指定に係る 道路の種類
日 令和三年三月十	指定の年月日
一 番一、字原北千九百三十二番五 埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字原千百九十	指定に係る道路の位置
三十二・五四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇二	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県教委告示第十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年三月十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和三年三月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 技能職員に関する規則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について
- ハ 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令について
- ニ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
- ホ 懲戒処分の基準の一部改正について
- ヘ 埼玉県危機対策本部設置規程を廃止する訓令について
- ト 埼玉県危機対策本部設置規程について
- チ 埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程を廃止する訓令について
- リ 埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程について
- ヌ その他

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 指示内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持込みをしてはならない。

二 指示の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで